

豊橋市告示第85号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

令和3年3月12日

豊橋市長 浅井由崇

別表

労働報酬下限額

(令和3年4月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,370	27	普通船員	2,260
2	普通作業員	2,030	28	潜水士	4,230
3	軽作業員	1,580	29	潜水連絡員	2,670
4	造園工	2,100	30	潜水送気員	2,460
5	法面工	2,760	31	山林砂防工	2,850
6	とび工	2,710	32	軌道工	4,110
7	石工	2,900	33	型わく工	2,760
8	ブロック工	2,670	34	大工	2,710
9	電工	2,170	35	左官	2,500
10	鉄筋工	2,470	36	配管工	2,190
11	鉄骨工	2,500	37	はつり工	2,550
12	塗装工	2,660	38	防水工	2,650
13	溶接工	2,890	39	板金工	2,540
14	運転手（特殊）	2,330	40	タイル工	2,100
15	運転手（一般）	2,110	41	サッシ工	2,610
16	潜かん工	3,230	42	屋根ふき工	2,234
17	潜かん世話役	3,800	43	内装工	2,860
18	さく岩工	2,900	44	ガラス工	2,550
19	トンネル特殊工	3,630	45	建具工	2,270
20	トンネル作業員	2,660	46	ダクト工	2,150
21	トンネル世話役	3,750	47	保温工	2,470
22	橋りょう特殊工	2,960	48	建築ブロック工	2,870
23	橋りょう塗装工	3,230	49	設備機械工	2,480
24	橋りょう世話役	3,400	50	交通誘導員A	1,570
25	土木一般世話役	2,470	51	交通誘導員B	1,330
26	高級船員	2,810			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1,059円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	942円（1時間あたり）
---------	--------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、927円とする。